

広島文教大学学則

第1章 目的及び使命等

(目的及び使命)

第1条 広島文教大学(以下「本学」という。)は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、建学の精神に則り、現代社会を支える学問の基礎・基本となる教養と時代の変化・発展に対応できる専門的学術を教授研究し、深い知識と高い識見と豊かな人間性を養い、もって社会の要請に応えうる人間の育成を目的とする。

2 本学教育学部教育学科及び人間科学部各学科における人材養成に関する目的、その他の教育研究上の目的については、別に定める。

3 本学の「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受入れの方針」及び「学生の学修成果の評価に関する方針」については、別に定める。

(所在地)

第1条の2 本学の所在地は、広島市安佐北区可部東1丁目2番1号とする。

(自己評価等)

第1条の3 本学は、教育研究水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、自ら教育活動等の状況について点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価に基づいて、教育内容及び教育方法等の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施することとし、そのための必要な事項は、別に定める。

第2章 学部、学科及び大学院

(学部、学科)

第2条 本学に次の学部、学科を置く。

教育学部

(1) 教育学科

人間科学部

(1) 人間福祉学科

(2) 心理学科

(3) 人間栄養学科

(4) グローバルコミュニケーション学科

第2条の2 本学に大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

第3章 修業年限、在学期間、学年、学期、授業期間及び休業日

(修業年限)

第3条 本学の修業年限は、4年とする。

2 前項の規定にかかわらず、学生が修業年限を超えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修し卒業すること(以下「長期履修学生」という。)を希望する旨願い出たときは、教授会における協議を経て、学長が許可することがある。

3 長期履修学生の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(在学期間)

第4条 本学の在学期間は、8年を超えることはできない。

(学年, 学期)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

3 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認められる場合は、大学運営協議会の議を経て、前期終了日及び後期開始日を学長が変更することができる。

(1年間の授業期間)

第6条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第7条 学年中の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 学園創立記念日 4月15日

(4) 夏期休業 8月6日から9月30日まで

(5) 冬期休業 12月27日から翌年1月7日まで

(6) 学年末休業 3月21日から3月31日まで

2 特別の事情があるときは、学長は前項の休業日を変更することができる。

3 臨時の休業日はその都度学長が定める。

第4章 入学定員及び収容定員

(入学定員及び収容定員)

第8条 本学の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

教育学部

(1) 教育学科

初等教育専攻	入学定員 120 人	収容定員 480 人
--------	------------	------------

中等教育専攻	入学定員 30 人	収容定員 120 人
--------	-----------	------------

人間科学部

(1) 人間福祉学科	入学定員 60 人	編入学定員 20 人	収容定員 280 人
------------	-----------	------------	------------

(2) 心理学科	入学定員 50 人	編入学定員 10 人	収容定員 220 人
----------	-----------	------------	------------

(3) 人間栄養学科	入学定員 70 人		収容定員 280 人
------------	-----------	--	------------

(4) グローバルコミュニケーション学科	入学定員 60 人	編入学定員 5 人	収容定員 250 人
----------------------	-----------	-----------	------------

第5章 教育課程、履修方法及び単位算定基準

(教育課程)

第9条 教育課程は、教養教育科目及び専門教育科目により編成するものとする。

2 前項のほか、小学校、中学校、高等学校、幼稚園及び栄養教諭の教育職員、司書、司書教諭、保育士及び栄養士の資格、社会福祉士国家試験、精神保健福祉士国家試験、介護福祉士国家試験及び管理栄養士国家試験の受験資格、日本語教員養成課程、児童英語教員養成課程及び学校司書課程の修了証書、こども音楽療育士の資格を得させるための科目を置く。

3 前2項のほか、公認心理師となるために大学において修めるべき科目を置く。

4 教育課程に関し必要な事項については、別に定める。

第9条の2 (削除)

(時間割)

第10条 每学期履修すべき授業科目及び時間割は、学年の始めに公示する。

(履修科目の登録)

第11条 学生は、履修しようとする授業科目を学年始めに、登録しなければならない。

2 各学期に履修できる単位数は、原則として24単位以内とする。ただし、長期履修学生が各学期に履修できる単位数は、14単位以内とする。

3 各学期に履修できる単位数及び履修方法等に関し必要な事項は、別に定める。

(単位及び授業の方法)

第12条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 前項の規定にかかわらず、卒業研究については、学修の成果を評価して単位を授与することができる。

2 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習及び実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前項により定める時間の授業をもって1単位とする。

第12条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前2項の授業は、外国において履修させることができる。

4 第2項の授業方法により修得する単位は、教育学部は64単位、人間科学部は60単位を上限として、卒業に必要な単位とすることができる。

第6章 教育課程の修了，成績評価，試験，他大学等の授業科目の履修，既修得単位の認定及び留学

(教育課程の修了)

第13条 学生は，在学中所定の教育課程を修了しなければならない。

第14条 教育課程の修了は，所定の授業科目の修了による。

2 授業科目の修了の認定は，定期試験(以下「試験」という。)，平素の学習及び出席状況によって行い，その認定を得た者には，所定の単位を与える。ただし，卒業研究については，適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(成績評価)

第15条 学業成績の評価は，秀，優，良，可，不可の評語をもって表し，秀，優，良，可，を合格，不可を不合格とする。

(試験)

第16条 試験は，毎学期の終わりに行う。ただし，学期の途中で講義又は演習が終了した授業科目については，その直後に行うことがある。

第17条 試験の期日及び方法は，試験開始1週間前に公示する。

第18条 卒業研究は，年度ごとに指定された期日までに提出するものとする。

第19条 やむを得ない理由によって試験を受けることのできない者は，欠席届を提出し当該授業担当者の許可を得て，追試験を受けることができる。

第20条 不合格の授業科目は，再試験を行うことがある。ただし，同一授業科目の再試験は，1回とする。

第21条 試験は，原則として当該授業科目担当者が行う。

第22条 試験は，授業実施時間数の65%以上出席しなければ受けることができない。ただし，特別の事情によって出席率を欠く者は，授業科目担当者の許可を得て試験を受けられる場合がある。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第23条 教育上有益と認めるときは，他の大学(外国の大学を含む。)又は短期大学(外国の短期大学を含む。)との協議に基づき，学生に他の大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。ただし，他の大学又は短期大学が外国の大学等で，やむを得ないときは，事前の協議を欠くことができる。

2 前項の規定により修得した単位については，本学において修得したものとみなし60単位を限度として，教授会の協議を経て学長が認定する。

3 前2項に関し必要な事項は，別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第24条 教育上有益と認められるときは，学生に短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を認めることができる。

2 前項の規定により修得した単位については，本学において修得したものとみなし前条第2項により修得した単位と合わせて60単位を限度として，教授会の協議を経て，学長が認定する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第25条 本学の第1年次に入学した者で，教育上有益と認めるときは，本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目

等履修生として修得した単位を含む。)若しくは本学に入学する前に行った短期大学又は高等専門学校
の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修に
よる単位の修得又は本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて 60 単位を超えないものとする。

第 25 条の 2 本学に入学前の本学附属高等学校生徒が、本学教員による授業を受講し、その授業の単位を修得した場合には、入学後その単位を認定することができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、4 単位以内とし、本学において修得した単位以外のものと合わせて 60 単位を超えないものとする。

第 25 条の 3 第 23 条、第 24 条及び第 25 条の規定にかかわらず、保育士の資格取得を希望する者(以下「保育士資格希望者」という。)が、本学に在学中に他の指定保育士養成施設において履修した単位又は入学前に指定保育士養成施設において履修した単位については、本学における授業科目の履修による単位の修得とみなし、単位を認定することができる。

- 2 前項により認定することができる単位数は 30 単位を超えないものとする。
- 3 保育士資格希望者が、指定保育士養成施設以外の学校等(学校教育法(平成 19 年法律第 96 号)による大学、高等専門学校、高等学校の専攻科若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の専攻科、専修学校の専門課程又は同法第 90 条第 1 項に規定する者を入学資格とする各種学校)で履修した教科目について修得した単位については、教養教育科目に限り 30 単位を超えない範囲で、本学で修得したものとみなす。
- 4 前項により与えることができる単位数は、第 2 項により修得した単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。

(留 学)

第 26 条 学生は、外国の大学又は短期大学で学修しようとするときは、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の留学した期間は、本学の在学期間に算入する。
- 3 外国の大学への留学に関する規程は、別に定める。

第 7 章 入学、退学、休学、転学部、転学科、転専攻、転学、編入学、再入学、除籍及び 学生生活の規律

(入 学)

第 27 条 入学は、学年の始めとする。

第 28 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者、又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 学校教育法施行規則第 150 条第 5 号の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(7) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達した者

第 29 条 前条第 7 号の個別の入学資格審査については、別に定める。

第 30 条 入学志願者に対しては、選抜試験を行う。

第 30 条の 2 選抜試験については、別に定める。

第 31 条 入学を許可すべき者は、大学運営協議会の議を経て学長が定める。

第 32 条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに保証人連署の誓約書を提出するとともに入学金を納付し、かつ、所定の宣誓をしなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(退 学)

第 33 条 学生が、退学しようとするときは、保証人連署で事由書を添え、学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(休 学)

第 34 条 学生が、疾病その他やむを得ない事由により引き続き 3 か月以上修学できないときは、学長の許可を得て、休学することができる。

2 休学しようとする者は、医師の診断書又は事由書を添え、保証人連署で願い出なければならない。

3 休学期間は、引き続き 2 年を超えることはできない。ただし、特別の事情があるときは、更に 2 年以内の休学を許可することがある。

第 35 条 休学期間は、通算して 4 年を超えることはできない。

第 36 条 休学期間は、在学期間に算入しない。

第 37 条 休学期間が終わったときは、保証人連署で復学を願い出て、出席しなければならない。

2 休学期間内であっても休学の事由がやんだときは、保証人連署で復学を願い出て、学長の許可を得て出席することができる。

3 病気により休学した者が復学しようとするときは、復学願に医師の診断書を添えなければならない。

(転学部及び転学科等)

第 38 条 学生から転学部、転学科又は転専攻の願い出があったときは、教授会における協議を経て、学長が許可することがある。

2 転学部、転学科及び転専攻の取扱いについては、別に定める。

(転 学)

第 38 条の 2 他の大学の学生で、その大学の学長の許可を受けて、本学に転学を願い出たときは、教授会の議を経て、学長が許可する。この場合既に修得した授業科目、単位及び在学した期間の認定は、教授会の審査による。

2 学生が、他の大学へ転学しようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(編入学)

第 39 条 次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、選考の上、3 年次

に入学を許可することがある。

(1) 大学を卒業した者又は大学に2年以上在学し、62単位以上修得した者及び修得見込みの者

(2) 短期大学を卒業した者又は卒業見込みの者

(3) 高等専門学校を卒業した者又は卒業見込みの者

(4) 専修学校の専門課程を卒業した者又は卒業見込みの者のうち、文部科学大臣の定める基準(平成10年8月14日文高専第185号)を満たしている者

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数等編入学に関する規定は、別に定める。

(再入学)

第39条の2 第33条の規定により退学した者並びに第40条第2号又は第3号により除籍された者が、再入学を願い出たときは、選考の上、再入学を許可することがある。

2 再入学は、学期の始めとする。

3 再入学に必要な事項は、別に定める。

(除 籍)

第40条 学生が、次の各号の一に該当するときは学籍から除籍することがある。

(1) 第4条の在学期間学修して、なお卒業の認定を得られない者

(2) 授業料等の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者

(3) 長期にわたり行方不明の者

2 死亡の届け出があった者については、学長が除籍する。

第40条の2 前条第2号の規定により除籍となった者が授業料未納の学期に修得した単位は、除籍の日に認定を取り消す。

(学生生活の規律)

第41条 学生の学内生活の規律についての内規は、別に定める。

第8章 保 証 人

(保証人)

第42条 保証人は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)親権者

(2)後见人

(3)成年者で独立の生計を営む者

2 保証人は、学生の在学中本人の身上にかかわる一切の責任を負う者でなければならない。

第43条 保証人が転籍、転居又は氏名を変更したとき、その他一身上に変動があった場合は、速やかに届け出なければならない。

2 前項の変動が死亡、失そうの宣告、又は後見開始の審判を受けた場合、若しくは破産宣告等にかかわるものであるときは、あらためて、保証人を定めなければならない。

第9章 入学金、授業料、教育維持費、在籍料等の納付金

(納付金)

第 44 条 本学の授業料などの納付金は、別表に定めるとおりとする。

2 納付金以外として実験、実習等に要する費用及び諸費は別に徴収することがある。

第 45 条 前条の納付金のうち授業料及び教育維持費については、次の 2 期に徴収するものとする。

前 期 4 月 30 日

後 期 10 月 31 日

ただし、特別の事由がある者には、願い出によって分納を許可することがある。

2 1 年次の納付金は入学手続きで定めた期日までに徴収するものとする。

第 46 条 既納の納付金は、返さない。ただし、第 47 条の場合はこの限りでない。

第 47 条 3 月 31 日の 17 時までに手続きを完了した入学辞退者は入学金を除く納付金を返還する。

2 各通期を通して休学を許可された場合は、在籍料(各期 60,000 円)を除きその他の納付金を免除する。

第 48 条 退学又は懲戒退学の者も、その期の授業料その他の納付金を納付しなければならない。

2 停学を命ぜられた者は、その期間中授業料その他の納付金を納付しなければならない。

第 10 章 卒業及び進級

(卒 業)

第 49 条 本学に 4 年(第 39 条第 1 項により入学した者については、同条第 2 項により定められた在学すべき年数)以上在学し、本学授業科目履修規程に定める所定の卒業要件を満たした者について、教授会における協議を経て学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書・学位記を授与する。

3 卒業要件について必要な事項は、別に定める。

(進 級)

第 49 条の 2 2 年次から 3 年次への進級については、進級の要件を充足した者に対し、教授会の議を経て学長が認定する。

2 進級に関し必要な事項は、別に定める。

3 前 2 項の規定は、長期履修学生には適用しない。

第 11 章 学 位

(学位の授与)

第 50 条 卒業した者に学士の学位を授与する。

2 学士の学位の授与については、別に定める。

第 12 章 資 格

(教員免許)

第 51 条 教員の免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する単位を修得しなければならない。

2 その種類、教科は、次のとおりとする。

教育学部教育学科初等教育専攻 幼稚園教諭一種免許状

小学校教諭一種免許状

中等教育専攻 中学校教諭一種免許状 国語

中学校教諭一種免許状 外国語(英語)

高等学校教諭一種免許状 国語

高等学校教諭一種免許状 外国語(英語)

人間科学部人間栄養学科 栄養教諭一種免許状

3 免許状の取得については、別に定める。

(司書)

第 52 条 司書の資格の取得を希望する者は、第 49 条に規定する単位を修得した上に、図書館法施行規則第 1 条第 1 項に規定する単位を修得しなければならない。

2 司書の資格の取得については、別に定める。

(司書教諭)

第 53 条 司書教諭の資格の取得を希望する者のために学校図書館法第 5 条に定める科目に準ずるものとして司書教諭に関する科目を置く。

2 司書教諭の資格の取得については、別に定める。

(社会教育主事)

第 54 条 (削 除)

(学芸員)

第 55 条 (削 除)

(社会福祉士、精神保健福祉士国家試験受験資格)

第 55 条の 2 社会福祉士及び精神保健福祉士国家試験受験資格の取得を希望する者のために、社会福祉士及び介護福祉士法第 7 条第 1 号に定める社会福祉に関する科目及び精神保健福祉士法第 7 条第 1 号に定める精神障害者の保健及び福祉に関する科目を置く。

2 社会福祉士の国家試験受験資格の取得については、別に定める。

3 精神保健福祉士の国家試験受験資格の取得については、別に定める。

(保育士)

第 55 条の 3 教育学部教育学科初等教育専攻の学生で保育士資格(指定保育士養成施設厚生労働省認可 入学定員 60 人収容定員 240 人)を希望する者又は人間科学部人間福祉学科の学生で保育士資格(指定保育士養成施設厚生労働省認可 入学定員 50 人収容定員 200 人)を希望する者は、児童福祉法施行規則第 6 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

2 保育士の資格の取得については、別に定める。

(栄養士)

第 55 条の 4 人間科学部人間栄養学科の学生で栄養士の資格を取得しようとする者は、栄養士法施行規則第 9 条別表第一に規定する科目を履修し、単位を修得しなければならない。

2 栄養士の資格の取得については、別に定める。

(管理栄養士国家試験受験資格)

第 55 条の 5 人間科学部人間栄養学科の学生で管理栄養士国家試験受験資格を希望する者は、管理栄養士学校指定規則第 2 条第 1 号別表第一に規定する科目を履修し、単位を修得しなければならない

2 管理栄養士の国家試験受験資格の取得については、別に定める。

(日本語教員養成課程修了証書取得)

第 55 条の 6 日本語教員養成課程修了証書の取得については、別に定める。

(保育音楽療育士)

第 55 条の 7 (削除)

(介護福祉士国家試験受験資格)

第 55 条の 8 人間科学部人間福祉学科の学生で介護福祉士国家試験受験資格を希望する者は、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第 5 条第 3 項別表第四に定める科目を履修し、単位を修得しなければならない。

2 介護福祉士の国家試験受験資格の取得については、別に定める。

(介護福祉士実務者研修修了証書取得)

第 55 条の 9 介護福祉士実務者研修修了証書の取得を希望する者は、社会福祉介護福祉学校指定規則別表第 4 の 2 に定める科目を履修しなければならない。

2 介護福祉士実務者研修修了証書の取得については、別に定める。

(児童英語教員養成課程修了証書取得)

第 55 条の 10 (削除)

(ウェブデザイン実務士)

第 55 条の 11 (削除)

(学校司書課程修了証書取得)

第 55 条の 12 学校司書課程修了証書の取得については、別に定める。

(公認心理師国家試験受験資格)

第 55 条の 13 人間科学部心理学科の学生で公認心理師国家試験受験資格を希望する者は、公認心理師法第 7 条第 1 号及び第 2 号に定める心理学その他の公認心理師となるために必要な科目を履修しなければならない。

2 公認心理師の国家試験受験資格の取得については、別に定める。

(こども音楽療育士)

第 55 条の 14 (削除)

第 13 章 賞 罰

(賞 罰)

第 56 条 学長は、教授会に諮問して、賞罰に関する決定を行う。

第 57 条 学生の中で、学業、人物の特に優秀な者を表彰することがある。

第 58 条 学生が本学の諸規則に違反し、学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為をしたときは、学長はこれを懲戒する。

2 懲戒に関する規程は、別に定める。

第 59 条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

訓 告

停 学

退 学

第 60 条 学生が、次の各号の一に該当するときは、懲戒により退学を命ずることがある。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 14 章 職員組織

(職員組織)

第 61 条 本学に、学長、教授、准教授、講師(任期付きの講師を含む。)、助教、助手、事務職員及びその他の職員を置く。

第 62 条 学長は、校務を掌り、所属職員を統督する。

(副学長)

第 62 条の 2 本学に、副学長を置くことができる。

2 副学長に関し必要な事項は、別に定める。

(学長補佐)

第 62 条の 3 本学に、学長の指示する特定の業務等を遂行するため、学長補佐を置くことができる。

2 学長補佐に関し必要な事項は、別に定める。

(学部長)

第 62 条の 4 本学学部学部に学部長を置く。

2 学部長に関し必要な事項は、別に定める。

(学科長)

第 62 条の 5 本学学部学部に学科長を置く。

2 学科長に関し必要な事項は、別に定める。

第 63 条 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

第 64 条 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

第 65 条 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

第 65 条の 2 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

第 66 条 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

第 67 条 事務職員は、学長の命を受け、諸般の事務に従事する。

(組織規程及び職員の就業規則)

第 68 条 本学の組織規程及び職員の就業規則は、別に定める。

第 15 章 大学運営協議会及び教授会

(大学運営協議会)

第 69 条 本学に、大学運営協議会を置く。

第 69 条の 2 大学運営協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第 70 条 本学に、教授会を置く。

第 70 条の 2 教授会は、学長、教授、准教授、専任講師及び助教をもって組織する。

第 71 条 学長は、教授会を招集し、学長があらかじめ指名した副議長が議長となる。

2 副学長に事故あるときは、学長が指名した教授がその職務を代行する。

第 72 条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 教員の教育研究業績の審査等に関する事項

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第 73 条 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第 16 章 図 書 館

(図書館)

第 74 条 本学に、附属図書館を置く。

第 75 条 附属図書館に関する規程は、別に定める。

第 17 章 学生寮及び厚生施設

(学生寮)

第 76 条 本学に女子学生のための学生寮を設置し、選考により希望学生を入寮させる。

(厚生施設)

第 77 条 本学に保健室、その他厚生、衛生に関する施設を置き、職員及び学生の厚生を計る。

第 78 条 職員及び学生の保健のため健康診断を定期に行う。

第 79 条 前 3 条に関する施行規則は、別に定める。

第 18 章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生、科目等履修生及び特別聴講学生)

第 80 条 本学に研究生、科目等履修生及び特別聴講学生を入学させることができる。

2 研究生、科目等履修生及び特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

(外国人留学生)

第 81 条 日本国籍を有しない者で教育を受ける目的を持って入国し、本学に入学を志願する者があるときは、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第19章 公 開 講 座

(公開講座)

第82条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 前項の公開講座に関する規程は、別に定める。

附 則

1 この学則施行に必要な細則は、別に定める。

2 この学則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正学則は、昭和50年4月1日から施行する。

2 この改正学則施行の際現に在学する学生に対しては、従前の学科目及び単位数による。

附 則

1 この改正学則は、昭和51年4月1日から施行する。ただし、入学検定料及び入学金の改正規定は、昭和51年度の入学志願者から適用する。

2 この改正学則施行の際現に在学している学生の納付金の額は、この改正学則第41条第3号第4号の規定にかかわらず当該学生の入学時における学則に規定する額とする。

附 則

この改正学則は、昭和52年4月1日から施行する。ただし、授業料などの納付金及び(別表Ⅰ)、(別表Ⅱ)の教育課程の改正規定は、昭和52年度の入学生から適用する。

附 則

この改正学則は、昭和53年4月1日から施行する。ただし、授業料などの納付金は、昭和53年度の入学生から適用する。

附 則

この改正規則は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、授業料などの納付金は、昭和54年

度の入学生から適用する。

附 則

この改正学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。ただし、授業料などの納付金は、昭和 55 年度の入学生から適用する。

附 則

この改正学則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。ただし、授業料などの納付金は、昭和 63 年度の入学生から適用する。

附 則

この改正学則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 2 年度から平成 4 年度における総定員は、第 8 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成 2 年度	国文学科 220 人	英文学科 170 人	初等教育学科 200 人
平成 3 年度	国文学科 240 人	英文学科 180 人	初等教育学科 240 人
平成 4 年度	国文学科 260 人	英文学科 190 人	初等教育学科 280 人

- 2 授業料などの納付金は、平成 2 年度の入学生から適用する。

附 則

この改正学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条の規定にかかわらず、平成 3 年度から平成 11 年度の間の入学定員は、次のとおりとする。

学 科	入 学 定 員
国 文 学 科	80 人
英 文 学 科	70 人

附 則

- 1 この改正学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 50 条の規定は、平成 3 年 7 月 1 日か

ら適用する。

- 2 授業料などの納付金は、平成 4 年度の入学生から適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
2 授業料などの納付金については、平成 5 年度の入学生から適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条の規定にかかわらず、平成 6 年

度から平成 11 年度の間の入学定員は、次のとおりとする。

学 科	入 学 定 員
国 文 学 科	100 人
英 文 学 科	100 人

- 第 80 条中、科目等履修生については、平成 6 年 2 月 1 日から適用する。
- 授業料などの納付金は、平成 6 年度の入学生から適用する。

附 則

- この改正学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 授業料などの納付金は、平成 7 年度の入学生から適用する。

附 則

- この改正学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 授業料などの納付金は、平成 8 年度の入学生から適用する。

附 則

- この改正学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 授業料などの納付金は、平成 9 年度の入学生から適用する。

附 則

- この改正学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 授業料などの納付金は、平成 10 年度の入学生から適用する。

附 則

- この改正学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 授業料などの納付金は、平成 11 年度の入学生から適用する。

附 則

- この改正学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 12 年度から平成 14 年度における収容定員は、第 8 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年 度	国文学科	英文学科	人間言語学科	人間文化学科	人間福祉学科
平成 12 年度	330	330	120	120	100
平成 13 年度	230	230	240	240	200
平成 14 年度	115	115	370	370	320

- 文学部は第 8 条の規定にかかわらず、平成 12 年 3 月 31 日に当該学部に進学する者が当該学部に進学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- この改正学則施行の際現在に在学する学生にかかる学則の適用については、なお従前のとおりとする。
- 授業料などの納付金は、平成 12 年度の入学生から適用する。

附 則

この改正学則は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 14 年度から平成 17 年度における収容定員は、第 8 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年 度	心理学科	人間栄養学科
平成 14 年度	70	70
平成 15 年度	140	140
平成 16 年度	220	210

- 2 この改正学則施行の際、現に在学する学生にかかる学則の適用については、なお従前のとおりとする。

附 則

この改正学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。ただし、平成 15 年 9 月 19 日から適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 16 年度から平成 18 年度における収容定員は、第 8 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年 度	人間言語学科	人間文化学科
平成 16 年度	450	380
平成 17 年度	400	260
平成 18 年度	350	130

- 2 人間文化学科は第 8 条の規定にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 この改正学則施行の際、現に在学する学生にかかる学則の適用については、なお従前のとおりとする。
- 4 授業料などの納付金は、平成 16 年度の入学生から適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 授業料などの納付金は、平成 17 年度の入学生から適用する。

附 則

この改正学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 授業料などの納付金は、平成 19 年度の入学生から適用する。

附 則

この改正学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正学則施行の際、現に在学する学生にかかる学則の適用については、なお従前のとおりとする。

附 則

- 1 この改正学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 22 年度から平成 24 年度における収容定員は、第 8 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年 度	人間言語学科	グローバルコミュニケーション学科
平成 22 年度	230	70
平成 23 年度	160	140
平成 24 年度	80	215

- 2 人間言語学科は第 8 条の規定にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 この改正学則施行の際、現に在学する学生にかかる学則の適用については、なお従前のとおりとする。

附 則

この改正学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 8 条第 2 号及び第 3 号の入学定員及び収容定員は、平成 25 年 4 月 1 日から適用し、平成 25 年度から平成 27 年度における収容定員は、第 8 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年 度	初等教育学科	人間福祉学科
平成 25 年度	340	420
平成 26 年度	360	400
平成 27 年度	380	380

附 則

- 1 この改正学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 授業料などの納付金は、平成 25 年度入学生から適用する。

附 則

この改正学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

- 1 この改正学則施行の際、現に在学する学生にかかる学則の適用については、なお従前のとおりとする。

附 則

- 1 この改正学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 49 条の 2 の改正規定は平成 27 年度入学生から適用し、平成 26 年度以前の入学生については、なお従前のおりとする。
- 2 授業料などの納付金は、平成 27 年度入学生から適用する。

附 則

この改正学則は、平成 27 年 6 月 24 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度入学生から適用する。ただし、第 44 条別表第 1 備考 1 については、平成 28 年 4 月 1 日に在籍する者から適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度以前の入学生にあっては、改正後の広島文教女子大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年度以前の入学生にあっては、改正後の広島文教女子大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年度以前の入学生にあっては、改正後の広島文教大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正学則は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年度以前の入学生にあっては、改正後の広島文教大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正学則は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年度以前の入学生にあっては、改正後の広島文教大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年度以前の入学生にあっては、改正後の広島文教大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による

附 則

この改正学則は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第44条関係)

納 付 金

(単位 円)

種 別 学部・学科		入学金	授業料 (年額)	教育維持費 (年額)
教育学部	教育学科	270,000	760,000	260,000
人間科学部	人間福祉学科			
	心理学科			310,000
	人間栄養学科			
	グローバルコミュニケーション学科			260,000

備考

1. 休学者又は4年間の修業年限(長期履修学生は除く。)を超えて在学する者は、在籍料として各期60,000円を徴収するものとする。
2. 4年間の修業年限(長期履修学生は除く。)を超えて在学する者の在籍料を除く納付金については、履修単位1単位につき24,500円とし、履修単位数に応じて徴収するものとする。
ただし、各期の納付金の合計金額が、授業料及び教育維持費の金額の2分の1を超えるときは、2分の1を上限とする。
3. 別表に定める納付金のうち、長期履修学生の授業料は、長期履修を認められた時点における残りの修業年限に相当する年数に760,000円を乗じて得た額を当該長期履修の期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。
4. 長期履修学生は、前項に定める授業料と併せて入学後4年間は別表に定める教育維持費を、5年目以降は在籍料として各期25,000円を納付しなければならない。
5. 既に長期履修を認められている者が履修期間の変更を認められたときの授業料は、改めて計算し直すものとする。